

保健室ではこんなことはできません



保健室は、学校でけがをしたときに応急処置を行ったり、具合の悪い時に一時的に休んだりするところです。病院ではないので、薬を出したり治療したりはできません。



保健室を利用するとき…守ってほしい、こんなマナー！

必要なときに必要な人がスムーズに利用できるよう、目的やルールを守って保健室を利用してください。

- 静かにする。
- 他の人がいやがることを言わない、しない。
- 緊急時以外は、休み時間に来室する。
(授業中は必ず教科担当の先生に伝えてから来ること！)
- 保健室に置いてある備品には勝手に触らない。

保護者のみなさまへ

お子様の進級・入学おめでとうございます。
新しい生活が始まる期待と不安の季節です。学校でも子どもたちの成長を大事にしながら縁の下の力持ちとして支えていきたいと思っています。
今年度も学校保健へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

「運動器」を調べます～健康診断項目の一部改正～

例年、4月から行われている健康診断。平成28年度から『四肢の状態』が必須項目として加わりました（「四肢」は両手・両足のことです）。この背景には、近年注目されている、私たちの「運動器」（骨・関節・筋肉）に関するさまざまな問題があります。

運動器が衰え、歩く・立つなどの動作や移動機能が低下した状態をさす「ロコモティブ・シンドローム」。これは高齢者だけの問題ではなく、子どもの頃の運動などの生活習慣とも深い関連があると考えられるようになったのです。また、運動を「する人」と「しない人」に分かれ、前者は運動のしすぎ、後者は運動不足になりがち…といった傾向も指摘されています。

言うまでもなく、運動器は生活の中で大きな役割を果たしています。自分のいま、そして将来のために、異常がないかどうかしっかりチェックすることが大切です。



スポーツ振興センター災害共済給付について

学校管理下（登下校・部活動含む）で起こったけがで、医療機関を受診し、保険診療点数が500点以上であった場合に請求対象となります。初めの給付申請を受けられる権利は、災害が生じてから2年間です。

災害が発生したら、担任または部顧問・保健室へご連絡ください。